

■ 子ども・子育て支援事業計画の変更について

1 子ども・子育て支援事業計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年で、計画最終年度である平成 31 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行う。 (年度)

H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
	清須市子ども・子育て支援事業（本計画）							
計画策定			ア			次期計画 (平成 32 年度～)		
				イ				

2 子ども・子育て支援事業計画の変更の時期と経緯

妊娠から出産・子育てまで切れ目ない支援を行うため、平成 30 年 4 月から「利用者支援事業母子保健型」として、子育て世代包括支援センターを開設し、母子保健コーディネーター（保健師・助産師）を配置する。この母子保健型が加わることにより、計画変更が必要となる。

ア 平成 28 年度（平成 29 年 3 月審議）	イ 平成 29 年度（平成 30 年 2 月審議）
利用者支援事業基本型の設置 平成 29 年度よりニーズ量、提供量を 0 箇所⇒1 箇所に	利用者支援事業に母子保健型を追加 平成 30 年度よりニーズ量、提供量を 1 箇所⇒2 箇所に

3 子ども・子育て支援事業計画の変更項目

第 4 章 子ども・子育て支援事業計画 2-4-(2)-⑪ (P. 43)

⑪ 利用者支援事業

基本型：本事業は、子育て家庭を中心とした相談に応じ、個別ニーズに対応した適切な施設や事業を円滑に利用できるよう、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

母子保健型：保健師や助産師等の専門性を活かして母子保健を中心としたネットワークにつなげる事業です。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	0 箇所	0 箇所	1 箇所	<u>2</u> 箇所	<u>2</u> 箇所
提供量（確保方針）	0 箇所	0 箇所	1 箇所	<u>2</u> 箇所	<u>2</u> 箇所

【提供体制の考え方】

「子育てコンシェルジュ」と「母子保健コーディネーター」が連携し、妊娠・出産期から子育て期にわたる総合相談や支援をワンストップで行えるよう「子育て世代包括支援センター」を設置します。

■子育て世代包括支援センター（母子保健型）設置について

基本型と母子保健型を一体化した子育て世代包括支援センターとして妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施。

【人員配置】

専任保健師(母子保健コーディネーター) 1名、臨時職員助産師。

【事業内容】 マネージメント業務によりサービスにつなげる。

- ① 妊産婦等の支援に必要な実情を把握する。
- ② 妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行う。
- ③ 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整。
- ④ 母子健康手帳交付時のスクリーニングにて支援が必要な方を対象に、支援プランを策定する。

【産前・産後サポート事業】

妊娠期からのサポートができるよう、事業啓発、ケア会議、育児体験、妊婦相談、医療機関連携などを実施する。

【産後ケア事業】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。

●子育て世代包括支援センター（母子保健型）イメージ図

